

【様式1 - 】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について
平成22年1月分

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	平成22年1月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	友本博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区 (営業所) 東京都足立区
(4) 行政処分等の内容	許可取消(平成22年1月26日取消)
(5) 主な違反事項	道路運送法第40条
(6) 違反行為の概要	平成21年5月12日付関自監旅第10号により、道路運送法第40条の規定に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の輸送施設の使用停止及び同法第41条第1項の規定に基づく自動車検査証の返納、自動車登録番号標の領置を受けるべきことの命令を受けながら、この命令に従わなかったことにより、同法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準(「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号)において許可を取消することとされている事項に該当することとなったため、一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業)の許可を取消したもの。
(7) 違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 6点 (東京運輸支局内) 6点 (関東運輸局内) 6点 (当該営業所) 点